

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 佐野市公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道(下水道事業)		
事業開始年月日	昭和51年7月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 ↳非適用
団体名	佐野市	職員数 (H19. 4. 1現在)	21
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	145 (H18)	公営企業債現在高(百万円)	21,362
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	
不良債務 (百万円)		財政力指数	0.761 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率 (%)	14.0 (H19)
		経常収支比率 (%)	85.4 (H18)

注 平成17年度(又は平成18年度)の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。(ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。)

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ↳ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[合併期日：平成17年2月28日 合併前市町村：佐野市、田沼町、葛生町] 合併前市町村において、それぞれ流域下水道関連公共下水道を実施。 その3つの事業を承継。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	佐野市公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	佐野市長 岡部正英
既存計画との関係	佐野市行政改革集中改革プラン(H18～H21)
公表の方法等	「広報さの」、「佐野市公式HP」に掲載。議員全員協議会で説明(平成19年12月予定。)
基本方針	整備計画に対する整備率は未だ半ばの現状に対して、さらなる整備が求められる中、処理水量の増加等に伴う歳出の増加も予想され、今後の財政運営は極めて厳しい状況にある。 こうした中で、安定的かつ持続可能な事業経営を確保するために、歳入見直し等を行い、財政健全化を堅持する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	90	200	211	500
	補償金免除額	15	45	39	99
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	115	66	147	327

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	89,785	199,604	210,923	500,312
	合 計 (A)	89,785	199,604	210,923	500,312
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		89,785	199,604	210,923	500,312

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	114,817	65,266	146,501	326,583
	合 計 (A)	114,817	65,266	146,501	326,583
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		114,817	65,266	146,501	326,583

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容		
財務上の特徴	<p>昭和46年に旧佐野市が単独公共下水道を事業開始したが、その後栃木県の流域下水道となり、旧田沼町・旧葛生町が平成5年事業開始。その1市2町の合併により一つの事業として行っている。</p> <p>整備状況は、認可済事業計画において計画区域面積(汚水)2719.2ヘクタールのところ、18年度末で2150.7ヘクタールが整備済となっており、整備率79.1%。</p> <p>維持管理の経営状況については、平成17年度の総務省による下水道事業経営指標によると、同じ類型とされる平均と比べ、使用料単価が低く、汚水処理原価が低い。汚水処理原価については、汚水処理原価(維持管理費)は平均と同程度だが、汚水処理原価(資本費)が平均と比べ低くなっている。</p>		
経営課題	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>料金水準の適正化</td> </tr> </table> <p>料金水準が低いため、類似団体(54.9%)と比較しても使用料回収率が低い(44.6%)。また、市町合併(平成17年)が料金見直しの時期に重なり、水準見直しが遅れてしまった。</p>	課 題	料金水準の適正化
	課 題	料金水準の適正化	
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>職員定員の適正化</td> </tr> </table> <p>佐野市全体として、類似団体と比較して職員数が多い。</p>	課 題	職員定員の適正化
	課 題	職員定員の適正化	
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td></td> </tr> </table>	課 題	
課 題			
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td></td> </tr> </table>	課 題		
課 題			
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td></td> </tr> </table>	課 題		
課 題			
留意事項			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

区 分	年 度					平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)					
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	302	300	72	113	414	479	407	450	468	542
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	47	20	9	35	59	90	0	0	0	0
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	138	185	205	214	179	120	30	30	30	30
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	185	205	214	179	120	30	30	30	30	30
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	41	36	60	62	38	0	0	0	0	0
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	144	169	154	117	82	30	30	30	30
	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	89.8	83.1	67.8	66.4	76.9	69.8	68.8	76.7	81.4	84.9
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	768	832	932	975	1,059	1,108	1,173	1,222	1,267	1,446
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	19,363	20,170	20,718	20,990	21,362	21,814	21,750	21,565	21,440	21,301
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	19,363	20,170	20,718	20,990	21,362	21,814	21,750	21,565	21,440	21,301
うちその他に係るもの			0							

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)					
収 益 的 収 支 分	983	938	654	689	764	788	791	789	760	643
うち基準内繰入金	274	293	354	364	761	785	788	786	757	640
うち基準外繰入金	709	645	300	325	3	3	3	3	3	3
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	709	645	300	325	3	3	3	3	3	3
資 本 的 収 支 分	349	368	703	830	570	587	589	588	567	478
うち基準内繰入金	209	240	246	235	223	230	230	230	222	187
うち基準外繰入金	140	128	457	595	347	357	359	358	345	291
うち赤字補てん的なもの	140	128	457	595	347	357	359	358	345	291

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業）

（ 1 ）収益的収支、資本的収支

区分		見通し(H19～23)策定の考え方
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A) 料金収入等の増により増額
		(1) 営 業 収 益 (B) 料金収入等の増により増額
		ア 料 金 収 入 平成18年度の新料金設定(平均改定率33.2%)と水洗化活動による有収水量増加により増額 料金体系は平成23年度改定を検討する計画
		イ 受 託 工 事 収 益 (C) -
		ウ そ の 他 同額程度を見込む
		(2) 営 業 外 収 益 同額程度を見込む
		ア 他 会 計 繰 入 金 同額程度を見込む
	イ そ の 他 諸収入のため19年度予算額と同一額を見込む	
	収益的 支出	2 総 費 用 (D) 処理水量の増加により増加
		(1) 営 業 費 用 処理水量の増加により増加
		ア 職 員 給 与 費 当市は、人口普及率53.7%、水洗化率83.6%(平成18年度末)であり、今後さらに汚水処理水量・使用者の増加が望まれるため、同額を見込む
		ウ ち 退 職 手 当 -
		イ そ の 他 維持管理費のため、水量の増加により増加
		(2) 営 業 外 費 用 繰上償還により減
ア 支 払 利 息 繰上償還により減		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息 -		
イ そ の 他 -		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E) 料金収入等の増及び繰上償還の減により増額		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F) 建設費抑制により減
		(1) 地 方 債 建設費抑制により減
		(2) 他 会 計 補 助 金 建設改良費は減額となるが、繰上償還により地方債償還金が増大するため変動する
		(3) 他 会 計 借 入 金 -
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金 -
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金 建設費抑制により減
		(6) 工 事 負 担 金 建設費抑制により減
		(7) そ の 他 -
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G) 建設費抑制により減
		(1) 建 設 改 良 費 市総合計画により減額
		ウ ち 職 員 給 与 費 集中改革プランに従い減額
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H) 繰上償還により一時増額し、その後減額
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 -
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 -
(5) そ の 他 -		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I) 繰上償還により減額		

区分		見通し(H19-23)策定の考え方
収支再差引 (E)+(I) (J)	-	
積立金 (K)	-	
前年度からの繰越金 (L)	一定額を見込む	
前年度繰上充用金 (M)	-	
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	-	
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	-	
実質収支 (N)-(O)	黒字 (P) 一定額を見込む 赤字 (Q) -	
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	-	
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	-	
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 (R)	-	
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (S)	料金収入等の増額により増	
資金不足比率 ((R) / (S) × 100)	-	
積立金現在高	-	
企業債現在高	5年前までの建設改良により増額	
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	5年前までの建設改良により増額	
うちその他に係るもの	-	

(2) 他会計繰入金

区分		
収益的収支分		繰上償還により分流式下水道に係る経費の増額
うち基準内繰入金		繰上償還により分流式下水道に係る経費の増額
うち基準外繰入金		料金収入の増額により減額
うち料金収入に計上すべき繰入等		料金収入の増額により減額
うち赤字補てん的なもの		-
資本的収支分		償還金増額により増
うち基準内繰入金		平成18年度からの繰出基準の制度改正(分流式下水道に係る経費)により増額
うち基準外繰入金		平成18年度からの繰出基準の制度改正(分流式下水道に係る経費)により減額
うち赤字補てん的なもの		-

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	41.1	42.6	45.4	44.6	72.8	67.6	68.6	78.2	86.1	101.9	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	89.8	83.1	67.8	66.4	76.9	69.8	68.8	76.7	81.4	84.9	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	60.4	58.0	47.8	49.3	45.4	45.6	44.0	42.8	40.7	32.9
	うち基準内繰入金	(%)	16.8	18.1	25.9	26.0	45.2	45.4	43.9	42.6	40.6	32.7
	うち基準外繰入金	(%)	43.6	39.9	21.9	23.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	43.6	39.9	21.9	23.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	資本的収入分	(%)	9.9	13.2	24.9	32.7	22.8	21.7	25.4	29.7	29.7	26.6
	うち基準内繰入金	(%)	5.9	8.6	8.7	9.3	8.9	8.5	9.9	11.6	11.6	10.4
	うち基準外繰入金	(%)	4.0	4.6	16.2	23.5	13.9	13.2	15.5	18.1	18.1	16.2
うち赤字補てん的なもの	(%)	4.0	4.6	16.2	23.5	13.9	13.2	15.5	18.1	18.1	16.2	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成18年度の新料金設定(平均改定率33.2%)により増額を見込む。料金水準は汚水処理費を賄うべき水準にすべきであるが、その水準にしてしまうと許されない急激な値上となってしまうため、使用料単価93.05円/m ³ (平成17年度)を120円/m ³ 程度(平成18年度)となる新料金体系の設定を行った。今後は、概ね5年で、料金水準を見直し検討予定。
2 他会計繰入金の見込み	平成18年度から分流式下水道の経費が繰入基準に加わったため、資本的収支分繰入については、基準内繰入金の増加となり、その分基準外繰入金の減額となる。収益的収支分の繰入金については、料金収入の増額及び繰上償還による利子の減額により繰入金の減少が見込まれる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	-
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	-

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>課題 に対応するため、定員適正化計画の着実な実行に向け、「職員数(公営企業等を含む。)の退職者数の3分の1不補充」を実施し、計画的な職員数の削減に取り組む。 具体的には、平成21年度に2名削減し、平成22年度に加えて1名削減する。また、平成24年度以降も継続して取り組む。</p> <p>課題 対策の一環として、国に準じて見直しを行う(地域手当は支給していない)。</p> <p>課題 対策の一環として、国に準じて見直しを行う(技能労務職員の配属なし)。</p> <p>平成18年度に廃止。</p> <p>地方公務員法第42条の規定に基づく「佐野市職員厚生会」が福利厚生事業を実施しているが、課題 対策の一環として、事業主負担割合のあり方・事業内容等について、定期的に見直しを行う。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p></p> <p></p> <p></p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>課題 の「料金水準の適正化」に向けて、汚水処理費を賄える水準となるよう設定を行う。平成18年度の新料金設定時において、諮問した審議会より急激な負担増は認められないので、5年程度で次の検討を行うべきだとの答申のため、平成23年度施行予定で汚水処理費を賄う金額への料金水準の変更を審議会に諮問する。平成23年度の収支計画において汚水処理費1,292百万円と使用料収入が同額となるよう計画し、変更を見込まないときの収支計画との差額を改善額として算定する。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>行政評価の導入</p>	<p>公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を一般に公表します。</p> <p>限りある財源を有効に活用し、質の高い行政サービスを提供することを目的として行政評価システムの構築・推進を図ります。平成19年度から実施される総合計画（計画期間 平成19年度～平成29年度）においては、行政評価を活用することにより、予算編成にも連動させて、計画の実効性を図ります。また、評価結果を市民に公表することにより、行政の説明責任と透明性の向上を図り、市民から信頼される行政運営を推進します。（集中改革プランより）</p>
<p>5 その他</p>	

- 注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	課題の「定員の適正化」のための施策1「職員数の削減」として、佐野市定員適正化計画による。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	課題の「料金水準の適正化」のための施策3「適正な料金水準への引き上げ」として、平成18年度に新料金を設定した。この新料金体系により料金収入増を見込む。また、急激な水準引き上げは避け、平成23年度頃に料金の改定を検討する。具体的には、使用料で賄うべき汚水処理費は平成23年度の見込みで1,292百万円で、その費用を賄うような下水道使用料の収入を目標として審議会に諮問する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	課題の「料金水準の適正化」のための施策3「適正な料金水準への引き上げ」により料金収入の増大を目指し、一般会計からの基準外繰出しの削減を目指す。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)
 2 年度別目標等
 (5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)	56,673	59,066	61,577	63,770	66,907		69,817	73,789	77,760	81,732	85,703	
	A 増減		2,393	2,511	2,193	3,137		2,910	3,972	3,971	3,972	3,971	18,796
	水洗便所設置済人口(人)	42,675	46,185	51,490	51,490	55,927	10,234	58,582	61,763	64,944	68,125	71,306	
	B 増減		3,510	5,305	0	4,437	13,252	2,655	3,181	3,181	3,181	3,181	15,379
	水洗化率(%)	75.3	78.2	83.6	80.7	83.6		83.9	83.7	83.5	83.4	83.2	
	C 増減		2.9	5.4	2.9	2.9	8.3	0.3	0.2	0.2	0.1	0.2	0.4
	有収水量(m³)	6,002,765	6,430,058	6,924,862	7,222,592	7,413,428	1,410,663	8,099,069	8,514,498	8,929,926	9,345,355	9,760,783	2,347,355
	D 増減		427,293	494,804	297,730	190,836	1,410,663	685,641	415,429	415,428	415,429	415,428	415,428
	使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	93.8	95.1	93.1	93.1	118.1	24.4	113.6	115.6	115.8	116.2	116.2	132.4
E 増減		1.4	2.1	0.0	25.1	24.4	4.6	2.1	0.1	0.4	0.4	16.3	
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)						33.2						13.3	
F 増減													
収納率(%)	98.8	98.6	98.5	98.4	98.5	0.3	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	
G 増減		0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0	0	0	
H 増減													
その他													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	30,693	33,263	44,406	46,453	50,415		52,764	51,817	57,431	60,302	71,778	
	増減		2,570	11,143	2,047	3,962	19,722	2,349	947	5,614	2,871	11,476	21,363
	職員数(人)	25	25	21	21	21		21	19	18	18	18	
	増減		0	4	0	0	4	0	2	1	0	0	3
	管理運営費(千円)	1,810,372	1,946,813	2,018,286	2,105,511	2,187,863		2,475,203	2,610,975	2,403,563	2,292,644	2,304,672	
	I 増減		136,441	71,473	87,225	82,352	377,491	287,340	135,772	207,412	110,919	12,028	116,809
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	31.9	33.0	32.8	33.0	32.7	0.8	35.5	35.4	30.9	28.1	26.9	5.8
	J 増減		1.0	0.2	0.2	0.3	0.8	2.8	0.1	4.5	2.9	1.2	5.8
	汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)	228.4	223.4	204.9	208.6	162.3	66.1	163.2	164.7	148.0	137.1	132.4	29.9
	K 増減		5.0	18.5	3.7	46.3	66.1	0.9	1.5	16.7	10.9	4.7	29.9
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	99.3	94.9	80.3	83.0	79.9	19.3	73.0	76.7	72.2	72.6	70.9	9.0	
L 増減		4.4	14.5	2.7	3.1	19.3	6.9	3.7	4.5	0.4	1.7	9.0	
M 増減							0						
使用料回収率(%) (E/K×1,000)	41.1	42.6	45.4	44.6	72.8		69.6	70.2	78.2	84.7	100.0		
増減		1.5	2.9	0.8	28.2		3.2	0.6	8.0	6.5	15.3		
累積欠損金比率(%)													
増減													
企業債現在高(百万円)	19,363	20,170	20,718	20,990	21,362		21,814	21,750	21,565	21,440	21,301		
増減		807	548	272	372		452	64	185	125	139		
収入の確保	使用料収入(百万円)	563	612	644	672	876		919	984	1,033	1,085	1,292	
	改善額	0	0	0	0	186	186	0	0	0	0	152	152
	有収水量の増加												
	使用料の適正化					186	186						152
収納率の向上													
その他													
改善額													
経営の効率化	管理運営費(百万円)	1,811	1,946	2,018	2,105	2,188		2,476	2,611	2,403	2,292	2,305	
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	190	169	183	175	176		181	175	160	153	153	
	改善額							5	1	16	23	23	58
	職員給与費の適正化							5	1	16	23	23	58
	維持管理費(上記以外)の適正化												
	うち職員給与費中の退職手当												
	その他												
改善額													
計画前5年間改善額 合計							186						210
												(参考) 補償金免除額	99

計画前年度において使用料単価150円/m³(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

「収入の確保」その他 の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

「経営の効率化」その他 の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

市町合併後の新料金体系の設定にあたり、汚水処理費を使用料収入で賄うべきであるが、急激な水準引き上げは避けるよう段階的に目標に近づくよう設定することが求められた。その結果30%以上の改定率となる設定を行い、また、その時の審議会の答申でも5年程度で見直すことが求められたため、平成23年度の料金改定を計画する。具体的には、使用料で賄うべき汚水処理費は平成23年度の見込みで1,292百万円で、その費用を賄うような下水道使用料の収入を目標として審議会上に諮問する。